

## 認定事項の変更に係る認定申請の対象となる事項

- 1 開設者の変更
- 2 市場施設面積の10%以上の増減
- 3 取扱品目の変更
- 4 開設者の組織人員の10%以上の減少
- 5 卸売業者の変更、当該地方卸売市場のいずれかの取扱項目の卸売業者が存在しなくなるもの
- 6 業務規程の変更のうち、以下の項目
  - ① 開設者による差別的取扱いの禁止
  - ② 開設者による卸売の数量及び価格等の公表
  - ③ 開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な措置をとることができること
  - ④ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの売買取引の方法
  - ⑤ 支払期日、支払方法その他の決済の方法
  - ⑥ 遵守事項の内容の変更を伴うもの